

# 脱獄の方法

——怪盜「我来也」の完全脱獄——

佐 立 治 人

## 目 次

- 一 脱獄の方法の分類
- 二 旧中国の牢獄について
- 三 死んだふりをして脱獄した話
- 四 怪盜「我来也」の完全脱獄

## 一 脱獄の方法の分類

脱獄の方法は、物に対する方法と人に対する方法との二つに分類することができる。物に対する方法とは、牢房の壁に穴をあけたり、鉄格子を壊したり、獄舎の屋上や刑務所の中庭にヘリコプターを呼び寄せたりするなど、牢獄を構成する設備に働きかける方法である。人に対する方法とは、刑務所長に賄賂を贈ったり、看守の目を盗んで出入りの業者のトラックの荷台に隠れたりするなど、牢獄を管理する人員に働きかける方法である。看守から鍵を奪って牢

獄の扉をあけて逃走する方法は、人に対する方法と物に対する方法との組み合わせである。

物に対する方法は、必ず人に対する方法と組み合わせ用いなければならぬ。例えば、牢房の床からトンネルを掘る、という物に対する方法を用いるときは、トンネルを掘っていることが見つからないように看守の目を欺く、という人に対する方法を用いなければならない。一方、人に対する方法は、物に対する方法と組み合わせることなく、単独で用いることができるものがある。例えば、囚人の親族が刑務所長に賄賂を贈る、という人に対する方法を用いるだけで、刑務所長が欲に負ければ、牢獄から解放してもらうことができる。

この分類に従って、旧中国の脱獄の具体例を以下にいくつか挙げるが、その前に旧中国の牢獄について説明する。

## 二 旧中国の牢獄について

旧中国では、府・州・県などの地方行政機関、刑部などの中央裁判機関に牢獄が設置されていた。The China Review 誌第六卷（一八七五年から一八七六年）に掲載された J. G. Kerr "The Prisons of Canton"（大溝淳一・喜多三佳訳「広東の監獄」『四国大学経営情報研究所年報』第十五号掲載、二〇一〇年）が「中国の監獄（中略）」は主として、裁判に関する法的手続きの過程の間、または刑罰を科す準備の間の拘留場所であったことが注目されるべきである。それは、一定期間の監禁が刑罰となる、西洋諸国の刑務所とは一致しない。（大溝・喜多訳、七十二頁）と述べているように、旧中国の州県や刑部に置かれた牢獄は、裁判を受ける被告人及び刑の執行の開始を待つ罪人を収容する拘留所であって、受刑者を所内で労役に従事させる刑務所ではなかった。

ある論者は、旧中国の牢獄が拘留所であって刑務所ではなかった理由を、「刑罰が生命刑・肉刑を中心としたため、

既決囚を收容する必要がなく、自由刑・財産刑を主とする近代的刑法とは刑罰思想のうえで異なっていたからであった。」とするが、誤解である。旧中国の刑罰の中には、徒刑・流刑・充軍刑などの自由刑・勞役刑が存在したのであって、これらの刑の受刑者を收容する施設の必要はあったのである。しかし、これらの刑の受刑者は、軍隊に配属されたり、郊外の宿駅で働かされたりしたので、城砦や宿駅の施設に收容されたから、州県の牢獄に收容する必要がなかっただけである。そこで、もし、徒刑囚が従事する勞役が県城の城壁の修理であったならば、その徒刑囚は県の牢獄に收容されていた可能性がある。実際、富谷至『秦漢刑罰制度の研究』（同朋舎、一九九八年）第Ⅱ編第一章に拠れば、漢代では郡県の牢獄に服役刑徒も收容されていた、という（一〇五頁から七頁）。仁井田陞『補訂中国法制史研究（刑法）』（東京大学出版会、一九九一年）第十四章第四節「監獄」は、中国旧来の監獄は、勞役刑に処せられた既決の囚人を拘禁する場所でもあったとして、『元史』卷一〇三、刑法志、職制下の「す諸て徒罪は、昼なれば則ち鐐を帯して役に居らしめ、夜なれば則ち囚を牢房に入る。」という文を引いている（六五三頁・六六〇頁注（3））。

旧中国の牢獄の形態は、清朝の広東省広州府南海県及び番禺県の牢獄について、前掲「広東の監獄」が次のように記している。中国の監獄は「大監」「羈所」「差館」の三種類に分けられ、大監には死刑・流刑・徒刑に当たる囚人が收容され、羈所には盗み・詐欺・債務などの軽い罪で告発された囚人が收容され、差館には債務もしくは軽微な違反で告発された囚人が收容されていた。大監は「高い壁で取り囲まれ、ただ一つの入口は看守の部屋を通り抜けるようになってゐる。」南海県の大監には五つの監房があり、そのうち四つが男性用、一つが女性用、番禺県の大監には三つの監房があり、そのうちの二つが女性用であった。「どの監房も屋根のない中庭を持ち、その東西にそれぞれ囚人のための部屋があり、北側には偶像を祭った祭壇ないし寺がある。」「囚人たちは日中は屋根のない中庭へ出ることを

許されているが、夜には彼らの監房に監禁される。監房内には一部が部屋の外まで伸びた木の床があり、囚人たちはその上で寝る。」番禺県の羈所は「大監と同じプランだが、さらに大きい規模で設計されている。」差館として用いられる部屋は「一般の中国の家屋の中にあり、狭くて、暗く、閉鎖的で、換気が悪」かった（以上、大溝・喜多訳、七十二頁から三頁）。太田出『中国近世の罪と罰—犯罪・警察・監獄の社会史』（名古屋大学出版会、二〇一五年）第Ⅱ部第六章に拠れば、清朝の一般的な州県の監獄を取り囲んでいた壁は、高さ約三・八から四・八メートル、厚さ約九十六から一六〇センチメートルで、石・甃・土・木など様々な材料を用いて築かれていた、という（二〇〇頁から一頁・四一八頁注（16））。

右に掲げた「広東の監獄」の文に「どの監房も屋根のない中庭を持ち、その東西にそれぞれ囚人のための部屋があり」とあるが、この文は、各監房が一つの中庭を共有しており、中庭の東西に監房が並んでいた、という意味であろう。道光十五年（一八三五）修・同治十一年（一八七二）刊『南海県志』（『中国方志叢書』第五十号、成文出版社）に附された「県署図」を見ると、県署の西端（図の左端）に二つの「監獄」が描かれている。北にあるのが羈所で、南にあるのが大監である。南の監獄ではいくつかの監房が中庭に面して並んでいる。前掲「広東の監獄」に「大監の」中庭は40から50フィートの長さがあり、幅が20から25フィートで、石で舗装されている。（七十二頁）と記されている。図を見ると、南北両監獄の中庭に石畳が描かれている。

明朝の牢獄の形態は、清朝の牢獄の形態と変わりがなかったらしい。明朝の地方の牢獄の形態について、ポルトガルの商人ガレオテ・ペレイラの中国見聞記（日埜博司「一六世紀中葡交渉初期においてポルトガル人が得たシナ情報（その一）—ガレオテ・ペレイラ「チナ幽囚記」の翻訳および註釈—」『流通経済大学社会学部論叢』第八巻第一号掲



載、平成九年)が次のように記している。ペレイラは十六世紀半ばの明朝の福建省福州府の牢獄に一年以上収容されていた人である。

「彼らの牢獄の様子であるが、上に杭の付いた高くて堅牢な壁に囲い込まれた広々とした敷地に他ならない。この敷地に入ると(中略)たいそうよく舗装されたひとつの大きな中庭があり、この中庭のひとつの隅から牢獄が始まる。この牢獄はたいそう頑丈なふたつの門扉によって閉めてあり、残虐な事件のために捕らえられた連中がここに入る。この牢獄は巨大であり、一切の必需品が売られる通りや広場があるほどだ。」「死刑を宣告された連中の牢獄(中略)には一面を平石で舗装した大きな中庭がある。(中略)これの奥に八つの獄舎があり、それぞれにこの中庭へ出てくための扉が付いている。扉はすべて鉄製である。(中略)それぞれの獄舎には木製の足場が二本渡してあり、その中程に一本の通路を付けてある。囚人たちは皆夜はここで横になる。横になった後で足場にずらりと取りつけてある枷でもってその両脚の自由を奪う。こうした上でたいそう厚ぼったい木の格子を上からかぶせて、囚人たちがじっと腰掛けていることさえできなくする。」(日整訳、二十二頁から三頁)

これに拠れば、明朝の地方の牢獄も、高い壁で囲まれた敷地の中にいくつかの獄舎が中庭に面して立ち並んでいる形態であつたらしい。

元朝の地方の牢獄については、『至正四明統志』卷三に「(江浙行省)慶元路総管府(現在の浙江省寧波市)。(中略)司獄司。府橋の南に在り。(中略)内に「清」「平」「和」「簡」の四間の牢を設く。散監房五間。安樂堂一間。」と記されている。「散監房」は囚人にかせを着けずに収容する獄舎である。「清」「平」「和」「簡」は、囚人にかせを着けて収容する獄舎の四つの牢房の番号である。

宋朝の地方の牢獄については、『宝慶四明志』卷十二、鄞県志卷一に「獄。(中略)牢戸六。」「簡」「孚」「閱」「実」  
「審」「克」を以て之れを編す。」と記されている。鄞県は、両浙東路慶元府の附廓県で、現在の浙江省寧波市である。  
「簡孚」「閱実」「審克」は『尚書』呂刑に出てくる語である。

これらの記事には中庭や周囲の壁は出てこないけれども、宋朝及び元朝の地方の牢獄も、牢房がいくつか設けられている獄舎が中庭に面していくつか立ち並んでいる形態であったのではなからうか。

清朝の刑部の牢獄については、趙舒翹『提牢備考』の卷二に「刑部の南北両監は各々四屋。北監はべつに女監一所を置く。」、卷四に「歳底(年末)に工部に行文して、囲牆にて棘を換えしむること一次。」と記されている。中庭の記述は見られないけれども、卷四に収載されている『提牢瑣記』に「囚屋は出入、定時有り。」と記されているから、清朝の刑部の牢獄も、上に棘を植えた高い塀で囲まれた敷地の中に四棟の獄舎が中庭に面して立ち並んでいる形態であって、昼間は囚人が中庭に出されていたのであろう。

### 三 死んだふりをして脱獄した話

最も脱獄しなくなりやすい囚人は死刑囚であろうが、旧中国の牢獄では、死刑囚は首かせ手かせ足鎖を着けられていたし、監視が厳しかったから、かせを壊して獄卒を襲うという暴力的な方法(物に対する方法と人に対する方法の組み合わせ)か、獄卒に賄賂を贈って、かせをはずしてもらい、塀を乗り越えて脱出するのを見逃がしてもらおうという方法(人に対する方法。塀を乗り越えるのは物に対する方法。)を用いない限り、脱獄するのは難しかったであろう。前者の暴力的な方法を用いて脱獄した実例は、高遠拓児「清朝の監獄と越獄・反獄——乾隆後半期の事例を中心

として——」(『菊池英夫教授・山崎利男教授古稀記念アジア史論叢』所収、刀水書房、二〇〇〇年)や連啓元『明代的獄政管理』(明史研究小組、二〇〇一年)第五章第四節「獄囚的暴動」に紹介されている。後者の賄賂を贈る方法を用いて脱獄した例は、次節で紹介する一例を除いて、わざわざ紹介する必要はなからう。

物に対する方法のうち、暴力的ではない方法として、牢房の土壁に水を噴き掛けて泥状にして穴を開ける方法を挙げることができる。南宋時代に著された著者不明の『州県提綱』の卷三、獄壁必固に、「獄吏が囚人から賄賂をもらって、夜に囚人のかせをはずして自由にさせてやる必要があります。重罪の囚人は、脱走する抜け道がないので、水を飲む時に少しずつ水を壁に噴き掛け、水を浸み込ませて泥状にして、深夜に泥を取り出して壁に穴を開けて抜け出すことがあります。獄吏は誰も気がつきません。以前、このような事件がありました。」と記されている。抜け出すことができるほどの大きさの穴が壁に開くまで、この方法を用いて何日かかるのかわからないが、一日でできることではなからうから、作業中以外は何か不自然ではない物で壁の穴を覆い隠していたのであろう。褚瑛『州県初任小補』(黄山書社『官箴書集成』第八冊所収。光緒八年(一八八二)の自序がある。)卷上、交接之際嚴防監羈に「牢房の壁にむしろや麦わら帽子、衣服や掛け布団の類をつるし掛けているのは、壁に横穴を掘って、それらの物で覆い隠している恐れがあります。」(原文。壁間吊掛席片草帽衣被之類、恐挖牆洞、用此<sup>ぎ</sup>遮掩。)と述べられている。

物に対する方法のうち、暴力を伴わない方法をもう一つ挙げる。便所の汲み取り口から脱出する方法である。北宋の李元弼『作邑自箴』卷二に「牢獄の中に便所を設けてはいけません。ただ木桶を使用して、朝晩、洗い流すだけにしましょう。汲み取り口から罪人に逃げ出されることが多いのです。」(原文。獄中不可置圜廁。止用木桶、早晚併併。多是於出糞所在、走失罪人。)と説かれている。また、清の黃六鴻『福惠全書』(康熙三十三年(一六九四)の自序が



ある。) 卷十三、監禁に「糞道(便所から汲み取り口に通じる穴)はただ小さい穴にしておきます。糞を汲み出すことができれば十分です。糞道の四面は、大きな煉瓦や石で積み固めて、大きな横穴を開け広げることができないようにします。そうしないと、たやすく掘り広げられる恐れがあるからです。」(原文。糞道止留小穴。可以出糞則止。四圍用大磚石結砌、不可寬開大洞。恐易于掘擣。)と述べられている。

次に、人に対する方法のうち、暴力を伴わない方法を一つ紹介する。死んだふりをして、死体として運び出される方法である。明の余自強(万曆二十年(一五九二)の進士)が著した『治譜』の卷八、獄囚門、慎相理に「囚人は死を詐る者が多いです。陝西省西安府耀州(現在の陝西省耀県)の重罪囚の邵于賢は、知事代理の交代が頻繁であるのに乗じて、死んだふりをして脱獄しようとしてました。ひそかにその子に命じて、差し入れ品の中に魚を隠して送り込ませ、寝場所に置きました。時節が盛暑に当たり、数日も経たないうちに虫がわき、悪臭で近づくことができないほどになりました。獄卒は皆、本当に死んだと思い、係官が検屍をしようとしてましたが、また近づくことができません。そこで、むしろに巻き入れて外に出しました。数ヶ月が経って、始めて悪事がばれました。こういうことがあるのだと知っておかなければなりません。」(原文。囚犯多有詐死者。陝西耀州重犯邵于賢、因署篆不常、遂佯死、密令其子挾魚、置臥内。時方盛暑、不数日而蟲出、臭穢不可近。獄卒俱以為真死、委官相驗、亦不復近前。因席捲而出。越数月、始事敗。不可不知。)と記されている。

また、明の呂坤(一五三六〜一六一八)が著した『実政録』の卷七、獄政、監犯、関防八条に、「重罪犯が禁卒や医生を買収して、病死と詐称させます。長官が検屍に自ら立ち会わず、検屍を委ねられた官もまた強烈な臭穢を嫌って、本当に死んでいる、といいかげんに報告します。死体として運び出されるに及んで逃走するのです。例えば臨県

(山西省太原府)の武偉がそうです。異端邪教の、呼吸を止め脈を止める方法に至っては、とりわけだまされてはいけません。およそ囚人の死体を検驗する時は、件作(死体を直接調べる職役を担う人員)に調べさせることが必要です。そして、鼻を刺激してもくしゃみをせず、指を押さえても赤くならず、両目が落ちくぼみ、全身が氷のように冷たくなっているのを確認してはじめて、本当に死んでいると結論を下して報告することをゆるします。もし助け合つて隠匿する者がいれば、禁卒と件作とはただちに罪に当てます。」(原文。重犯通買禁卒医生、詐称病故、掌印官相驗不親、委官亦患凶穢、輒報真死、及屍出而脱逃者、如臨県武偉。至於異端邪教、停息定脈、尤不可憑。凡驗囚屍、須要件作。仍須通鼻無嚏、勒指不紅、両目下陷、徧身如冰者、方准搭結報死。如有扶同隱匿者、禁子件作、即与抵罪。)と述べられている。

ここには死体が本当に死んでいるかどうかを確かめる方法が記されているが、この他にもそれを確かめる方法があった。死体を棒で殴る方法と死体を便所に放置する方法である。前掲ペレイラの中国見聞記に「囚人が死ぬと」獄卒のひとりが鉄貼りの棒を手に取り、それをできる限り振り上げて、死者を三発殴りつける。この検死が行なわれた後、獄死者は死んだ者と見做され、もしいるならば親族たちへ委ねられる。」(日埜訳、二十三頁)と記されている。また、ガス・パール・ダ・クルス著、日埜博司訳『クルス『中国誌』(講談社学術文庫、二〇〇二年)に「獄中で誰かが自殺したり死亡したりすると、中国の規定に従い、これを厠かわに放りこみ三日間放置する。(中略)前記の三日間が経過すると、そこに裁判方の役人が書記一名と下僚たちを連れてやってくる。(中略)役人は鉄張りの棒で死体の尻を三発きつく殴りつけるよう命ずる。これをなし終えると、書記が一通の証書を作成する。それは、これこれの罪で囚われていた某が獄中で死亡した、規定により、死体は三日間厠に放置された、死体にはさらに通常の検屍が行なわ

れたが、生の兆候は認められず、死んでいることは確かであるため、我らはこの死体をごみ捨て場へ投棄するよう命じた、というものだ。(中略) いかなる者も死んだふりなどできぬよう、死体に対するこうした検屍は丹念に行なわれる。(二三二頁) と記されている。

『中国誌』の著者クルス(一五七〇年歿)は、ポルトガル人のドミニコ会宣教師で、一五五六年十二月から一ヶ月、広東省広州府に滞在した(前掲日笠訳『クルス『中国誌』「原著者略伝」)。囚人の死体を三日間、厠に放置しなければならぬ、という法律が当時の中国に存在したとは思えない。そういう慣行が存在したのであろうか。

死んだふりをして脱獄した実例をもう一つ挙げれば、『明宣宗実録』巻六十九、宣徳五年(一四三〇)八月戊子条に「南京江西道監察御史張楷劾奏すらく、(中略) 本部(刑部を指す) 繫するところの強盜、貝福全なる者、覆奏して決を待つに、乃ち病死を詐る。相い験して之を瘞む。其の後、復た出でて強刼す。(後略) と。」と記されている(前掲連啓元『明代的獄政管理』一七〇頁)。

#### 四 怪盜「我来也」の完全脱獄

本節で紹介する怪盜「我来也」の脱獄話は、既に岡本綺堂『中国怪奇小説集』(光文社時代小説文庫、一九九四年。初出は昭和十年。)や今村与志雄訳『唐宋伝奇集(下)』(岩波文庫、一九八八年)で紹介されており、中国の怪談奇談に関心がある人なら誰でも知っている有名な話である。それなのになぜここでもう一度紹介するかと言うと、これまではこの話は単に珍しい話として紹介されてきただけで、この話の中で用いられた脱獄方法の価値が論評されることがなかったからである。この話の中で怪盜「我来也」は、まるで矢を射ることなく飛ぶ鳥を射落とした弓の名人の

ように、脱獄を行うことなく脱獄を果たしたのであり、この話の中で用いられた脱獄方法は、逮捕された理由になった罪で脱獄後に再び逮捕される心配が全くないという、他の脱獄方法では得られない結果をもたらすことができるのである。この話の怪盗「我来也」の脱獄をこそ「完全脱獄」と呼ぶことができる。

怪盗「我来也」の脱獄話を記しているのは、南宋の沈俶の『諧史』である。沈俶は、浙江省呉興の人であること（前掲今村訳書三八〇頁）、嘉定年間（一二〇八～一二二四）以後の人であること（『四庫全書総目』卷一四四）以外は経歴不明である。『諧史』はもと二巻であったが（今村訳書三五五頁）、現在はその中の八話だけが、『説郛』等に引載された『諧史』の中に残っている。明の陸楫編『古今説海』（『四庫全書』所収）卷九十三に引載された『諧史』に次のように記されている。和訳に当たっては、前掲岡本訳書及び今村訳書の訳文を参考にした。

【和訳】

首都臨安府の城内の市街地は、窃盗犯が極めて多く、行動をくまますので、追跡して逮捕する（原文。根緝。百卷本『説郛』卷二十三所引が「根緝」に作るのに従った）。ことが簡単ではありませんでした。尚書の趙師曁（ちよう・したく）が臨安府知事であった時、ある盗賊が、人家で窃盗を働いた際に、必ず粉で「我来也」の三字を門壁に書きました。大変厳しく捜索しましたが、久しく捕えることができませんでした。我来也の名は臨安府じゅうにとどろき渡り、人々は「賊を捕えよ。」とは言わず、ただ「我来也を捕えよ。」と言うだけでした。ある日、臨安府に属する捕盗人が一人の盗賊を府庁に送ってきて、「この者こそが我来也です。」と言いました。すみやかに牢獄に送って取り調べを行いました。全く罪を認めようとしません。その上、証拠とすることができる贓物も見

つからないので、この裁判を終えることができませんでした。

その人は牢獄に入れられていましたが、ある時、こっそりと獄卒に言いました。「私は確かに以前どろぼうをしました。しかし私は我来也ではありません。とは言え今となっては罪を逃れる道はないと自覚しています。どうかやさしく世話をして下さいます。私は若干の銀を持っておりまして、崇寿寺の宝叔塔の某層の某処に隠してあります。差し上げますから往って取って下さい。」獄卒は、塔の上は人が大勢行き来するので、銀を隠せるはずも取り出せるはずもないと思い、からかわれているのかと思いました。「疑ってはいけません。ただその寺に行き（原文。但往此方。百卷本『説郛』所引が「方」を「寺」に作るのに従った）、多少の供養をして、塔の燈火を一晩点して、夜が明けるまでうろうろしてさえいれば、取り出すことができます。」獄卒はその方法に従って白金を手に入れました。大喜びして、翌朝、牢獄に入り、こっそりと酒や肉を盗賊に与えました。

数日後、盗賊がまた獄卒に言いました。「私は一つの甕に入れた飲食器を持っています。その甕は侍郎橋の某処の水中に隠してあります。これも差し上げますから取って下さい。」獄卒が「あの橋は人通りが多いです。どうやって取り出せばよいでしょう。」と言いますと、盗賊が答えました。「あなたの家の人に命じて、竹かごに着物をに入れて持っていく、橋の下で洗濯させて下さい。こっそりと甕を拾い出して竹かごに入れ、着物で覆って担いで帰ればよいです。」獄卒はその言葉に従いました。手に入れた宝物がますますたくさんになりました。次の日また酒や食べ物を与えて盗賊にお礼をしました。獄卒は大喜びはしたものの、盗賊の心がわかりませんでした。

ある晩、二更（午後九時から十一時）になって、盗賊が獄卒に「私は少し外へ出たいです。四更（午前一時から

三時)が尽きれば戻つて来ます。決してあなたをまきぞえにはしません。」とささやきました。獄卒は「だめです。」と答えました。盗賊が言いました。「私は本当にあなたをまきぞえにすることはありません。もし私が帰つて来なければ、あなたは「失囚」の罪に問われ、必ず配軍の刑を受けるでしょう(原文。必至配罪。百卷本『説郛』所引は「必至」を「不過」に作る)。けれども、私が差し上げた宝物で気ままに人生を送ることができません。もし私の願いを聴き届けて下さらなければ、かえつてそれよりもひどく後悔することになるでしょう。」獄卒はどうしようもなく、とうとう盗賊のかせをはずして外へ出て行かせました。獄卒は坐つて様子を伺っていました。まさに心配して悩んでいた時、軒瓦を踏む音が聞こえたかと思うと盗賊が跳び下りていました。獄卒は喜んで、再びかせをはめました。

朝になつて獄舎の扉を開けますと、某坊門内の張家の屋敷(原文。某門張府。)から次のような訴えがあつたという話が伝わってきました。昨夜の三更(午後十一時から午前一時)に盗賊に入られ財貨を失つた、その盗賊は屋敷の門に「我来也」の三字を書き残した、というのです。臨安府知事の趙師霁は執務机をたたいて、「もう少しでこの裁判で誤つた判決を下すところでした。この囚人が罪を認めないのも無理はありません。」と言いました。そして、ただ、ふとどきにも「犯夜」の罪を犯したという理由で、杖刑を科して臨安府の境界から追放するだけに止どめました。

獄卒が帰宅しますと、妻が言いました。「夜中すぎに門をたたく音が聞こえたので、あなたが帰つて来たのかと思つて、すぐに起きて門を開けたところ、一人の者が二つの布袋を門内に投げ入れて去つて行くのが見えただけでした。そこでそれをしまっておきました。」獄卒が布袋を出して開けて中を見ると、中身はすべて金銀の器でした。

そこで、張家の屋敷で盗んだ物を盜賊がまた獄卒に贈ってくれたのだとわかりました。盜賊は結局、逃げ失せました。趙知事の聡明さを以てしても、この盜賊の悪たくみを見抜くことはできなかったのです（原文。雖以趙尹之明特而莫測其姦。百卷本『説郛』所引は「明特」二字を「嚴」一字に作る。「特」字が読めない）。わるがしこいと言うべきです。

獄卒はやがて病と称して職を辞し、一生の間、ゆつたりと暮らす楽しみを享受しました。彼の死後、息子は財産を守ることができず、すべて使い果たしてしまいました。そうして始めて、息子は他人に事情を打ち明けたのです。

この脱獄で我来也が用いた方法はいずれも人に対する方法である。獄卒に賄賂を贈って外へ出してもらい、盗みをした屋敷の門にサインをした後で獄舎に戻った行動によって裁判官をだまし、それによって、自ら脱獄を行うことなく脱獄を果たし、完全脱獄を達成したのである。なお、以下に『諧史』の文について多少の説明を加える。

「趙師昇尚書、臨安に尹たるの日」とある。『咸淳臨安志』卷四十八、秩官六に拠れば、趙師昇が知臨安府に任じられていたのは、慶元三年（一一九七）七月二十三日から同四年（一一九八）十一月二十一日まで、嘉泰四年（一一二〇）九月二十四日から開禧元年（一一二〇五）八月十九日まで、開禧二年（一一二〇六）六月十八日から同年十二月二日まで、嘉定二年（一一二〇九）十一月二十六日から同三年（一一二一〇）十二月十二日までの四度である。我来也が脱獄したのはこれらの期間内であったことになる。

「我れ白金若干有り、宝叔塔上の某層某処に蔵す。」とある。「宝叔塔」は崇寿寺の保叔塔であり、保叔塔は現在も西湖の北側に立っている（前掲今村訳書三五六頁）。梅原郁訳注『夢梁録3』（平凡社東洋文庫、二〇〇〇年。七十六

頁)に保叔塔の写真が掲げられている。

「我れ器物一甕有り、侍郎橋の某処の水内に眞く。」とある。「侍郎橋」は、梅原郁訳注『夢梁録』(同上)の附図「南宋臨安坊廂橋梁図」に拠れば、臨安府庁から東へ五百メートルも離れていない西河に掛かる橋である。

「設し或いは我れ復た来たらざるば、汝は囚を失す。必ず配罪に至らん。」とある。「配罪」の「配」は、罪人の顔面に入れ墨をして、各州に置かれた廂軍(雑役部隊)に配属する刑である。我来也が脱獄した時の現行法は『宋刑統』及び慶元四年(一一九八)に頒行された『慶元勅令格式』であった。「失囚」の罪は、『宋刑統』卷二十八、捕亡律に「主守、覺らずして囚を失する者は、囚の罪より二等を減す。」と定められている。

我来也が犯した窃盜罪は、『慶元条法事類』卷二十八、樵禁門、酒麴に掲げられている慶元「賊盜勅」に、「窃盜して財を得れば杖六十。四百文にて杖七十。四百文ごとに一等を加え、二貫にて徒一年。二貫ごとに一等を加え、徒三年を過ぐれば、三貫ごとに一等を加う。二十貫にて本州に配す。」と定められている。この規定に従えば、窃盜して十九貫の財貨を得たならば、流三千里(折杖法に従つて脊杖刑、おそらくは脊杖二十・配役一年の刑に読み替えられる。)の刑を科され、二十貫の財貨を得たならば、流三千里の刑を折杖法に従つて読み替えた脊杖刑、おそらくは脊杖二十を受けた上で、入れ墨されて、罪人が居住する州の廂軍に配属されるのである。我来也は、当然二十貫以上の財貨を窃盜したのであるから、この刑に当たる。すると、獄卒が仕方なく外へ出してやった我来也がそのまま帰つて来なかつた場合は、「覺らずして囚を失した」ということになっている。獄卒は、我来也が科されるべき刑から二等を減じた徒二年半(流三千里から一等を減じると徒三年になる。)の刑を科されることになり、配刑には当たらない。ただし、故意に我来也を外へ出したことがばれると、先程引いた『宋刑統』の「捕亡律」の規定に続く「故



縦する者は（中略）其の罪を以て之れを罪す。」という規定に従つて、我來也が受けるべき刑と同じ刑を科されて、獄卒は配刑に処されることになる。

「止だふしぎ不ふ合ごうにも犯夜するを以て杖に従うのみ。」とある。「犯夜」の罪は『宋刑統』卷二十六、雜律に「犯夜する者は笞二十。（本注。閉門鼓の後、開門鼓の前に行く者は皆、犯夜と為す。）」と定められている。

「趙尹の明特みやうとくを以てすと雖も、其の姦を測る莫し。」とある。『宋史』卷二四七、宗室伝、趙師霁の項に「師霁は四たび臨安に尹となる。能声有り。」と記されている。

#### 《附記》

つまらないものですが、本稿を佐藤やよひ先生に捧げ、先生の御退職の記念とさせていただきます。先生の御健康、今後の御活躍を心からお祈り申し上げます。